

医療法施行規則第1の14条第7項の適用について

- 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の施行(平成19年1月1日)により、有床診療所の入院時間制限の努力義務が廃止され、その設置については一定の例外の場合を除き知事の許可を受けるものとされました。(医療法第7条第3項)
- 有床診療所の設置について許可を要しない一定の例外は、次のとおりとされています。(医療法施行規則第1の14条第7項)
 - 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
 - へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
 - のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- 厚生労働省医政局長通知によると、これらに該当するものとして「個々の診療所名を医療計画に記載するに当たっては から までの診療所に該当するか否かを、必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があることから医療審議会の議を経るもの」とされています。
- また、同通知では「診療所一般病床設置の届出事務等が徒に遅滞することがないよう、医療審議会の部会の活用、 から に掲げる診療所の基準を定め県において届出資格の審査を行う等の方法によることも差し支えない」とされています。本県でも産科診療所の一般病床の設置に関する動きがいくつか見られ、今後、届出資格の審査事務を円滑に行うため、届出により病床を設置することができる診療所の基準を定めていくことが適当と考えられます。
- 届出により病床を設置することができる診療所の基準(案)については次のとおりです。
 - 【周産期医療】
 - (1) 産科又は産婦人科を標榜すること。
 - (2) 分娩を取扱うこと。
 - (3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。